

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第三節 宇部窒素の争議

争議までの経過

宇部興産工業労働組合連合会は一九五一年一二月一〇日の大会で、一万五〇〇〇円ベースの統一賃金要求を決定した。同二七日、興工連はこれを本社に要求し、ただちに団体交渉に入ったが、たまたま越年資金の交渉に重点を置いたため、賃金は現行協定の期限終了後は前にさかのぼって精算するという本社側の確約にもとずいて来年に持越すことになった。興工連の改訂賃金要求の内容はつぎの通りである。(窒素のみ摘記)

一、賃金体系

A基準内賃金(能力給、年齢給、家族給、住宅給、勤続給)

B生産手当

C基準外賃金(役付手当、早出残業手当、呼出勤務手当、休日出勤手当、深夜業手当、特殊作業手当)

Dその他(通勤手当、現物給与)

二、賃金額

A基準内賃金 1、能力給(窒素)現行基本給×二六〇%、一万二〇〇〇円。2、年齢給 一六歳三二〇〇円、二二歳四四〇〇円、二七歳五一五〇円、三一歳五五〇〇円、四六歳六三〇〇円。3、家族給 一人目一人につき一〇〇〇円(二人目以下一人を増すごとに、一〇〇円づつ減)。4、住宅給 単身者一〇〇円、有家族者二〇〇円、別居者三〇〇円。5、勤続給 満一年につき五〇円。

B生産手当 硫安生産一万四〇〇〇トンにつき一〇〇〇円、以下五〇〇トンごとに三五〇円の生産手当。

C基準外賃金 1、役付手当 係長六〇〇円、主任四〇〇円、組長三〇〇円、班長一五〇円。2、早出残業手当 通常労働時間の賃金×一・二五×勤務時間数(以下略)

団体交渉開始後、会社側は各社事業場別の分科会において賃金改訂を審議するよう提案し、組合側も必要な時は分科会もあえて拒まずとの態度を表明したが、一月二五日、会社側は組合の要求には応じられぬとして、宇部窒素工場については次の回答を提示するに至った。

一、賃金体系

A、基準内賃金 本給、加給、勤続給、家族給、住宅給

B、基準外賃金 一九五一年八月の給与協定通りとするが、臨時物資手当および現物給与は廃止する。

二、賃金額 基準賃金額一人当平均一万二四九一円、基準外賃金額は五一年八月

の協定書通り。ただし生産手当は生産量一万四〇〇〇トンのとき三〇〇円、一万四〇〇〇トンを超えるときは一〇〇トンにつき四五円とする。

この回答に対し興工連は、一月二十九日、会社案は事実上賃下げになるとして全面的にこれを拒否、交渉は全く行詰りを見せたが、その後、会社側の分科会開催の提案を容れて三〇日より審議に入った。ところが二月一日、会社側は賃金交渉の最中、突然、宇部窒素労組(組合員三五〇〇名)に対し、一八〇名の解雇をふくむ経営合理化案を提示した。その合理化案の大要は次のごときものである。

(会社の経営合理化案)

(イ)硫安の統制撤廃後、政府の補給金は廃止され、さらに朝鮮動乱の影響により原料炭と電力料金は値上りしつつあるにかかわらず国内国外市場における硫安の需給関係よりしてその値上りは期待できず、要するに原料高製品安のため経理状態は赤字を出すにいたった。

(ロ)宇部工場は製法がガス法であり、また自家発電のため、石炭価格の値上りによる不利を大きく受け、原料たる硫化鉱を東北、北海道より運ぶため運賃が割高である。
(ハ)経営合理化の方針として、電力割当増大、予算制度による原価節減方策の採用、製品販売・原料購入の合理化、業務能率増進のための教育、職場規律の刷新等を行う。

(ニ)合理化によって職を失った者、長期欠勤者、身体虚弱者、会社業務に協力せざる者等一八〇名の解雇、業務編成替と業務の都合による八〇名の転勤、合理化に伴う一〇〇名の配置転換を行う。また配給所の一部、理髪所等の厚生施設を廃止する。(宇部興産株式会社宇部窒素工場「宇部窒素工場の現状と経営合理化の必要について」による)

組合はこれに対し、人事問題をふくむこの合理化案は宇部興工連対本社間に処理すべき問題であり、組合単独で交渉に応ずることはできないとして会社申入れを拒否した。会社側はその後も合理化案にもとづく解雇、配置転換を強行したいと組合に申入れたが、二月四日の第二回団交において組合は大要次のごとき理由をあげて合理化案に反対した。

(合理化案に対する組合の見解)

(イ)この合理化案は性質上、単組の問題でなく興工連として統一賃金要求と共に解決すべきものである。今後、本社側と興工連との団体交渉を行いたい。

(ロ)会社側の硫安価格、輸出見透しはことさら悲観的であり、セメント、炭鉱、鉄工所等は好景気で総合経営たる宇部興産としては、全体として経営は悪くない。たとえ宇部窒素の経営が悪化したとしても、首切り合理化はそう簡単に一方的になさるべきではない。

(ハ)会社は炭価高のため硫安コストが他工場よりトン当り三〇〇〇円高いというが、炭価が高いことは炭鉱を経営する宇部興産としてはむしろ好条件で、実際、炭鉱は月一億円の純益を上げているではないか。宇部興産は全体として「日米経済協力」の過程に優先的地位をしめ、巨大コンビナートとして、ばく大な利潤を得ている。

(ニ)今回の合理化案は、組合の賃金要求に対する対抗手段をふくんでおり、前期四割の高配当を行った会社が、組合の弱体化をねらい首切り賃下げ案を出すなど納得できない。(宇部窒素労組「宇部窒素労働争議の全貌」一九五二年三月九日による)

興工連は右の理由を、二月七日の第三回団交でも強調し会社側の反省を求めたが容れられず、ついに一七四名の解雇と九七名の配置転換の個人名簿が発表されるにいたった。その中には、太田合化労連委員長(中労委委員)はじめ、書記長、人事部長、生活部長等の組合幹部がふくまれていた。

一方、宇部窒素労組はつぎの申込書を窒素工場の藤田所長に提出した。

(申込書)

昭和二十七年二月七日
宇部窒素労働組合
組合長 藤重耕一
宇部興産株式会社宇部窒素工場
取締役所長 藤田 亮殿

二月一日貴申入に係る経営合理化に伴う人員整理、厚生施設一部廃止の件に関し、当組合としては二月一日会社申入の団体交渉席上にて申上げた如く本件に関する貴会社との交渉その他一切の処理は、昭和二十六年十一月三〇日興工連と興産本社の団体交渉によって確約された事項により、興工連と興産本社の団伴交渉によって決定されるべきであると思料します。従って本件に関しては今後、会社と興工連との間において篤と御協議願ひ早急に円満なる解決を図られる様ここに再度申入れ致します。なお、右に従い会社と興工連との間に於ける協議において何等かの結論に到達せざる間においては整理(解雇、転換、転属)人名の発表その他現状より一步を進めた具体的措置等を一方的に強行せられることのない様、為念申入れ致します。

迫而、右の如く当組合は一応、本件の交渉その他の権限を興工連に移譲致しておるところであります。事件当事者の立場からまた併行的に貴申入れに対して充分これを検討し真剣に本件の解決に努力致し度く考えております。就いては貴申入れに対し別紙の如き質問書を提出致しますので速かに誠意ある書面回答を賜り度併せて申し入れ致します。(後略)

会社側は解雇者の名簿発表と同時に該当者を工場より立退かせ、工場周囲に鉄条網を張り、立入禁止の措置をとった。組合は今回の合理化案は明らかに労働組合の組織切りくずし、賃金要求に対する逆攻勢であるとしてスト態勢の整備を急いだ。すなわち二月八日より一日まで、興工連の指示により、賃上げのスト権、合理化案ならびに弾圧法反対のスト権に関する無記名投票をおこなった。開票の結果、組合員総数三三四八人中、投票数三一四八、賛成二五五八、反対四七五、棄権二〇〇、無効一一五で、圧倒的多数をもってスト権を確立した。

二月一三日、会社は組合のスト権確立という新事態に対応し、つぎの条件を示して該当者の説得を始めた。

(一)整理、配置転換者の会社申入れ期日を二日間延期する。

(二)特別交付金を、単身者七〇〇〇円、家族持ち一万円、増額する。

争議の経過

二月一六日、組合は闘争宣言を発表し、これ以上会社に反省の色なきときは実力をもって闘争する旨を通告した。しかしなお最後まで円満解決の希望をすてずとして、つぎのごとき申入書を会社側に提示した。

(申入書)

今回の経営合理化問題に関して、組合として終始問題の平和的解決を希求しあらゆる努力を傾注し、双方の誠意こそ、その解決の唯一の鍵であることを信じて局面の打開のため貴会社の誠意を質し、その具体策を要請して来たのであるが、遺憾ながらその打開の方途を見い出すことができず、事態は更に重大段階に直面している。このまま推移せんか、その結果のもたらす影響は唯単に当企業の労資間の問題に止まらず日本産業全般にも及ぶものであろうことに深く思いを致し、組合は忍び難きを忍び、貴会社がこの局面打開のため一切の事情を乗り越え努力せられる誠実に信倚し、当組合の最低にして最後の条件をここに提案し、貴会社の猛省と併せてこの提案を速時受諾されんことを申入れる。追而提案に対しては二月二日午前八時までに諾否の回答を賜り度、なお若し同時までに左記二条件が受諾せられない場合組合は、二月七日附貴申入以前の状態に復し本問題の再協議を要求するものであることを重ねて申添える。

〔記〕

一、経営合理化に伴う人員縮減の件

1、二月一三日附貴会社申入書左記第一項に定める期限内に希望退職した者は原則としてこれを認める。但し復職希望は会社組合協議の上復職を認める。

2、前号以外のものは二月七日附会社申入以前の状態に復する。但し諸種の事情により勤務成績が著しく悪いものに対しては会社組合双方でその事情を調査し責任を以て善導につとめる。

3、前二号の外病欠者に就てはことが重要であるので会社組合は双方慎重協議の上、その取扱には特に万全を期する。

二、厚生施設の一部廃止の件

提案の諸施設は現に会社が支弁しある経費の相当額を組合に補償することを前提として組合が譲り受け経営する。

この組合の最後の申入れに対し、会社は「全面的に拒否する」旨回答した。組合は直ちに会社と、スト中の保全要員五一名につき協定し、闘争評議員会の圧倒的多数をもって、二二日一五時四〇分より、連続二四時間ストを決定、ただちに団体交渉開始を会社に申入れた。

(争議通告)

吾等は、さきに宇部興産工業労働組合連合会を通じ、破壊せられゆく生活防衛のため、一万五〇〇〇円ベースの賃金値上を要求した。然るに之に対する貴会社の回答は、組合破壊と人道を無視した賃下と首切の暴挙、ただこれのみであった。吾等は一切の誠意と真情を吐露し、穩忍尽すべき総ての言葉も手段も尽し果てた。事ここに到り、組合は三四〇〇組合員の鉄の団結のもと断乎實力を以て貴会社に猛省を促すの已むなきに到った。吾等はここに改めて貴会社に対し、一、基準内一万五〇〇〇円ベースの獲得 一、不当首切配置転換の撤回 一、組合御用化企図の撤回 一、一方的経営の不合理化強要の撤回を要求しこの要求が貫徹するまでには二月二日一五時四〇分二番方より二四時間ストライキを連続する。重ねて言う、吾等はこれによって平和的解決の意志を放棄するものではない。会社が誠意ある態度をとるならば何時にても交渉に応ずる用意あることを附言する。右通告する。

昭和二七年二月二一日

宇部窒素労働組合

組合長 藤重 耕一

宇部興産株式会社宇部窒素工場

争議突入後の労資双方の動きを摘記すればつぎの通りである。

二月二五日、宇部興産株式総会の席上、組合員中の株主が多数会場につめかけ、百十数名の武装警官の警戒の中で、会社幹部、株主、組合代表の三者会見を約束せしめた。

二七日、会社は「早く工場に復帰せよ」のビラを配布し、他方、争議団は生活部の活動として行商、店舗設営等をはじめ、長期闘争の態勢に入った。

三月二日、総評本部は宇部窒素ストをもって独占資本対全労働者の闘争なりとして具体的な応援方法を決定、また山口県労働者弾圧法規反対総蹶起大会ではスト支援が決議された。

会社側も日経連より派遣された顧問弁護士の応援のもとに争議対策をねり、日経連、硫経連より一億円の寄附をうけ、また「宇部と日経連の連合会議では全国のモデル・ケースとして是非威力を示してもらいたいとのべた」ものもあり(「社会通信」四〇六号四頁)争議はますます全国的意義を帯びるにいたった。

会社側は興産セメント部門の賃上げを認めて窒素の孤立化をねらい、三月九日には第二組合の結成をはかったが、わずか四名の参加をみたのみで失敗に終わった。その後も会社の切崩し政策がつづけられたが、宇部興産連中央委員会は「裏切り者の即時罷免」を決定した地区闘争態勢を強化して組合切崩しに備え、とくに組合員の主婦たちは組合主婦連合会を組織して背後から争議団の結束を固め、時には争議団の先頭に立って所長への陳情を行った。

三月二三日、臨時組合員大会で役員任期延長のための信任投票が行われたが二六九〇対一二五の多数をもって信任された。宇部興産の他部門でも争議応援を強化し、宇部興炭連は争議支援のためのスト権確立を万場一致で決議するにいたった。かくて会社は「工場閉鎖もやむなし」と強硬態度を示し、これに対し三一日には第十回組合総蹶起大会が開かれるなど、スト突入一か月をすぎても容易に打解の途はひらかれなかった。

月末より地労委の職権斡旋による両者会談が始まったが、この個別交渉では何ら結論はえられず、組合はあくまで解雇問題と賃金要求を統一的に解決するとの方針を変えず、なお両者対峙のまま月を越した。

争議の終結

四月五日、ついに次のような地労委の斡旋案が提示された。

(斡旋案)

一、経営合理化について会社及び組合は十分なる理解と協議の下に積極的に協力すること。

二、組合はすでに退職を希望した者についてはこれを認める。前項の希望退職者以外の者及び病欠者については、会社は組合の二月十九日附申入れを認めて善処すること。

三、会社は二月一日附申入書による厚生諸施設を組合に譲り、その自営を認めること。

四、会社はその第四次回答の賃金額に一人当り月平均五〇〇円を増額し、その配分については双方協議すること。

五、本斡旋案の実施に伴い、今後生ずべき問題については会社、組合及び地労委の責任において処理すること。

六、本争議において派生せる問題はスト解除後、地労委立会い下に双方善意をもって協議すること。

七、会社及び組合が本斡旋を受諾すれば組合は直ちにストを解くこと。

組合は六日午前三時闘争委員会を開き、賃金その他については満足しないが、会社側の合理化に名をかる解雇、組合切崩し企図を打破ったものとして斡旋案受諾を決定し、ついで開かれた臨時

大会もこの執行部の決定を承認した。

これに対し会社側は地労委への回答期日を延ばして、その間、再建委員会(第二組合)の確立をはかり、また斡旋案受諾に条件をつけようとしたが組合は闘争態勢を解かず、かくて会社側もついに受諾を通告した。一三日スト終結のための臨時大会を開催、青年部はスト終結に反対したが三六〇票の差をもってここに五二日の争議を終った。

争議の特徴

宇部窒素争議は地方の一組合のストでありながら、全国的に注目をひき、五〇日をこえる大争議となったが、その特徴を要約すれば次の通りである。

(一)組合の賃上げ要求に対し、会社側が解雇をふくむ合理化案を提示して逆攻勢に出で、とくに合化労連委員長ほか組合幹部の首切りを企図したり、第二組合結成をはかるなど、組合側に「組織切崩しの陰謀」という印象を与えてこれを硬化させたこと。

(二)組合側は、宇部興工連はじめ地方労組勢力を、宇部窒素争議応援という共同戦線に結集し、さらに合化労連、総評と全国的な組織力を動員して会社側と対抗し、会社側は、宇部興産という総合経営の強みを発揮して攻撃に出で、硫経連、日経連の財政的援助と指導のもとに最後まで強硬態度を持し、そのため五十数日におよぶ大争議にまで発展した。労組側の機関紙はもとより一般世論も、このストライキをもって独占資本対労働者階級の代表的闘争と目し、その成行きが全国注視の的となるにいたった。

(三)組合側は争議指導部組織の確立、地区連絡隊の組織、青年行動隊、主婦連の結成など、あらゆるスト組織を活用し、争議資金も豊富に準備し(二か月分といわれる)組合分裂を防いで長期の闘争に耐えたこと。この外、「闘争日報」の発行による組合員の指導、脱落防止も大きな役割を果たしたことがあげられる。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
